



札幌市内事業者向け主な支援策

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者の皆様に対し、各種支援を行います。

事業者 時短 外出自粛要請等の影響	重複不可	道の営業時間短縮や往来・外出自粛の要請による影響を受けたことで、売上が50%以上減少した(対象期間：2020年11月～2021年3月)	道特別支援金A 時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に給付金を支給 (中小法人等20万円 個人事業者等10万円) 申請期間：令和3年4月1日～9月30日	北海道 特別支援金コールセンター 011-351-4101	
		道の営業時間短縮や往来・外出自粛の要請による影響を受けたことで、売上が30%以上50%未満減少した(対象期間：2020年11月～2021年3月)	経営持続化支援一時金 時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者等に給付金(一律10万円)を支給 申請期間：令和3年4月1日～9月30日	札幌市 経営持続化支援一時金専用ダイヤル 011-351-4102	
	重複不可	緊急事態措置・まん延防止等重点措置による影響を受けたことで、売上が50%以上減少した(対象期間：2021年4月～)	緊急事態宣言等の影響緩和に係る月次支援金 緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業や外出自粛等の影響を受け、売上が50%以上減少した月を対象に中小法人・個人事業者等に給付金を支給(中小法人等上限20万円 個人事業者等上限10万円) 申請期間：原則、対象月の翌月から2か月間 ※各月において要件を満たせば、複数月分の受給が可能	経済産業省 月次支援金事務局相談窓口 0120-211-240	
		道の営業時間短縮や往来・外出自粛の要請等による影響を受けたことで、売上が30%以上50%未満減少した(対象期間：2021年4月～7月)	道特別支援金B 時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者等に給付金を支給 (中小法人等10万円 個人事業者等5万円) 申請期間：令和3年7月2日～令和3年9月30日	北海道 特別支援金コールセンター 011-351-4101	
給付	飲食店等	令和3年度感染防止対策協力支援金 道の飲食店等の営業時間の短縮要請等(協力期間：原則4/27～5/11)にご協力いただいた事業者に支援金を支給。申請期間：令和3年5月12日～8月31日			札幌市 感染防止対策協力金専用ダイヤル 011-330-8396
		まん延防止・緊急事態措置協力支援金 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置による道の飲食店等の休業、営業時間の短縮要請等(要請期間：5/12～5/31)にご協力いただいた事業者に支援金を支給。申請期間：令和3年6月1日～8月31日			
		緊急事態措置延長協力支援金 緊急事態措置による道の飲食店等の休業、営業時間の短縮要請等(要請期間：6/1～6/20)にご協力いただいた事業者に支援金を支給。申請期間：令和3年6月21日～8月31日			
		再まん延防止等重点措置協力支援金 まん延防止等重点措置による道の飲食店等の営業時間の短縮要請等(要請期間：6/21～7/11)にご協力いただいた事業者に支援金を支給。申請期間：令和3年7月12日～8月31日			
		令和3年7月感染防止対策協力支援金 道の飲食店等の営業時間の短縮要請等(協力期間：原則7/12～7/25)にご協力いただいた事業者に支援金を支給。申請期間：令和3年7月26日～8月31日			
		令和3年8月感染防止対策協力支援金 道の特別対策及びまん延防止等重点措置による飲食店等の営業時間の短縮要請等(要請期間：原則7/26～8/31)にご協力いただいた事業者に支援金を支給。申請期間：令和3年9月1日～9月30日(予定)			



給付	大規模施設等	北海道大規模施設等協力支援金 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置による道の 大規模施設等の休業、営業時間の短縮要請等にご協 力いただいた事業者には支援金を支給。 要請期間： 5/12～5/31 ※札幌市外は5/16～31 申請期間：令和3年6月1日～8月31日 要請期間： 6/1～6/20 申請期間：令和3年6月21日～8月31日 要請期間： 6/21～7/11 申請期間：令和3年7月12日～8月31日	北海道 感染防止対策 協力支援金事 務局 011-350- 7377
相談 猶予	・ 経営相談や融資の相 談・市税の納付相談 をしたい ・ 雇用調整助成金等の 申請の方法がわから ない ・ テレワーク導入を相 談したい	事業者向けワンストップ相談窓口 札幌中小企業支援センター 北海道経済センタービル2階（中）北1条西2丁目 経営相談、融資認定・相談、 社保等の猶予や雇用維持の 市税の納税猶予相談、感染 相談、雇用調整助成金等の 予防等の相談 申請サポート、テレワーク 導入相談 受付：平日9:00～12:00、13:00～17:00(最終受付16:30)	札幌市 事業者向けワ ンストップ相 談窓口 専用ダイヤル 011-231- 0568
貸付	・ 資金繰りのための 融資を受けたい ・ 資金繰りのための融 資を緊急に受けたい	新型コロナ対応サポート資金 限度：5,000万円 取扱期間：～令和3年12月31日 融資利率・期間：年1.0%・10年以内(うち据置3年以内) 新型コロナウイルス緊急資金 新型コロナ対応サポート資金の融資実行までの間、事 業資金が切迫している事業者に対し、緊急融資を実行 融資限度：500万円 取扱期間：～令和3年12月31日 融資利率・期間：年1.0%・10年以内(うち据置3年以内)	札幌市 事業者向けワ ンストップ相 談窓口 専用ダイヤル 011-231- 0568
補助 助成	・ 一時休業等により 従業員の賃金が支 払えない ・ テレワークを導入し たい	雇用調整助成金 一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場 合、休業手当などの一部助成が受けられます。現 在、助成率の拡充等、特例措置が取られています。 特例対象期間：令和2年4月1日～令和3年6月30日 新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入補助金 在宅勤務をはじめとするテレワークの導入に取り 組む市内中小企業等に対して導入に係る経費を補 助します。(補助率：3/4 上限60万円 下限 15万円) 申請期間①：令和3年5月10日～令和3年8月31日 申請期間②：令和3年10月1日～令和3年12月17日	北海道労働局 011-788- 2294 札幌市 テレワーク推 進サポートセ ンター 011-708- 3500

市内事業者におかれましては、「新北海道スタイル」を実践いただきますようお願いいたします。
 「新北海道スタイル」の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。
 URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>